

令和7年3月28日

最低制限基本価格の取り扱いについて

波佐見町

本町が発注する建設工事又はこれに伴う測量、設計及び地質調査等の契約に係る競争入札における最低制限基本価格は、次のとおり取り扱うこととします。

1 最低制限基本価格（税抜き）の算出

次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める算出式による。

	現 行	改 正 後
土木工事	設計金額の90%×事前ランダム係数	設計金額の92%×事前ランダム係数
鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事	設計金額の90%×事前ランダム係数	設計金額の92%×事前ランダム係数
土木関連の電気通信設備工事、機械設備工事	設計金額の90%×事前ランダム係数	設計金額の92%×事前ランダム係数
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事を含む）	設計金額の90%×事前ランダム係数	設計金額の92%×事前ランダム係数
建築関連の搬送設備工事及び解体工事	設計金額の80%×事前ランダム係数	設計金額の92%×事前ランダム係数
建設工事に伴う測量、設計及び地質調査等	設計金額の75%×事前ランダム係数	設計金額の80%×事前ランダム係数

※事前ランダム係数については、波佐見町建設工事の予定価格及び最低制限価格のランダム化に係る事務処理要綱において定める。

2 数値の取り扱い

最低制限基本価格（税抜き）は、100円未満の金額は切り捨てる。

3 実施時期

令和7年4月1日以後、本町が発注する建設工事等から実施する。